平成２５年（フ）第４３号
秋田県南秋田郡五城目町字石田六ケ村堰添１番地６
債務者　村井　清美
１　決定年月日時　平成25年４月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　阿部　譲二
４　破産債権の届出期間　平成25年５月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年７月29日午前10時
６　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０４号
東京都小平市小川町１丁目501番地の10ＭＡＣ東大和コート107
債務者　保坂　直哉
１　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　玉盛　勝久
４　破産債権の届出期間　平成25年５月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年６月26日午前10時
６　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１４６号
広島市安芸区船越５丁目22番27―201号
債務者　薄野　修一
１　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　秦　誠一郎
４　破産債権の届出期間　平成25年５月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月24日午後１時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４２号
宮崎県延岡市鶴ケ丘２丁目2027番地46
債務者　矢口　昭和
１　決定年月日時　平成25年４月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　新井　貴博
４　破産債権の届出期間　平成25年５月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月28日午後２時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第３４号
広島県呉市焼山東１丁目21番８号
債務者　濱下　宇治
１　決定年月日時　平成25年４月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　笹木　和義
４　破産債権の届出期間　平成25年６月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月10日午後１時35分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第３５号
広島県呉市焼山東１丁目21番８号
債務者　濱下　邦子
１　決定年月日時　平成25年４月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　笹木　和義
４　破産債権の届出期間　平成25年６月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月10日午後１時40分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第１０５号
香川県高松市円座町1062番地１
債務者　香川　良輔
１　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　堀内　克則
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月25日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第１０６号
香川県高松市円座町1062番地１
債務者　香川　一清
１　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　堀内　克則
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月25日午後１時40分
５　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第１４２３号
大阪市東成区深江南１丁目６の26　山本ゆき江方、申立時の住所大阪府東大阪市長堂１丁目８番28―1219号
債務者　山本　義人
１　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　軸丸　欣哉
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月４日午後３時
５　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５８４号
大阪府東大阪市大蓮北３丁目19番17号
債務者　川島　睦司
１　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　西村　隆志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月４日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６０６号
大阪府八尾市南小阪合町２丁目６番２号
債務者　山内　　融
１　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　橋上　　聖
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月４日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５２号
仙台市宮城野区栄４丁目16番25号　ノーブルウエノ201
債務者　秋山　友一
１　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　西山　良紀
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月25日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第８６０号
大阪市中央区玉造２丁目１番８号　ドマーニ森ノ宮402号室
債務者　山中　秀雄
１　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　近藤　恭子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月８日午後３時
５　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９１２号
大阪市生野区生野東４丁目１番１―305号
債務者　前平　博万
１　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福田あやこ
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月８日午後３時
５　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部